

小委員会交渉の概要

交渉日：令和4年4月22日（金）15時50分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
2022年一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善要求	<ul style="list-style-type: none"> ○「2022年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」を提出 ○一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善は、休業等の制度利用に伴って一時金が減額されてしまう育児・介護の事情を抱える職員にとって切実な要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○「2022年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」、「2022年夏季休暇の改善要求書」及び「2022年同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求書」を受領 ○皆さんからの要求については真摯に受け止めるが、諸般の情勢を十分考慮しながら、慎重に検討していく必要
2022年夏季休暇の改善要求	<ul style="list-style-type: none"> ○「2022年夏季休暇の改善要求書」を提出 ○職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、夏季休暇の日数増をはじめとする更なる労働時間短縮が必要 ○夏季休暇の完全取得と計画的な連続取得ができるようにすること、単年度ごとではなく恒常的に取得期間を拡大すること、会計年度任用職員を含め全ての職員の夏季休暇の日数増を行うことを要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求については、国や他団体との均衡の原則や、各制度の目的・趣旨を考慮しつつ、引き続き検討を進めていく必要
2022年同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求	<ul style="list-style-type: none"> ○「2022年同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求書」を提出 ○「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設に遅れることなく、同性とパートナー関係にある職員の給与制度・休暇制度・福利厚生制度を改善することを要求 	
退職手当制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○退職手当制度については、都労連要求を踏まえて検討し、支給水準の改善を図り、労使交渉で解決を図るべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○人事院の調査結果では、退職一時金と企業年金を合わせた退職給付額の官民比較において、国家公務員の水準が民間を約1.5万円、率にして0.06%上回る状況

事項	組合主張	当局主張
		<p>○都の退職手当制度は、基本的な手当構造は国と同様だが、基本額の支給率、調整額の算定方法などで異なり、今後、調査結果を踏まえ、国の動向等を注視しつつ、都における対応について、検討が必要</p>
<p>定年引上げについて</p>	<p>○国の動向等を注視しつつ、引き続き検討していくとされた義務教育等教員特別手当の取扱いについて、具体的な交渉を単組と任命権者との交渉に委ねたいとの考えが示されたが、教員の職務の専門性から、妥当なものと考え</p> <p>○定年年齢の引上げが2023年4月に円滑に行われるよう、必要な条例改正等を行って準備を進めるとともに、より丁寧な資料を作成して配布するなど、職員への十分な周知を行うことを要求</p> <p>○条例や規則・規程等の改正案がまとまり次第、都労連に情報提供し必要な説明にも答えること、59歳となる職員に対する情報提供・意思確認の制度については、60歳以後の働き方をどうするのか、当該の職員本人が確信を持って判断できるように、正確かつ丁寧な運用を行うことを要求</p>	<p>○国は、先月、地方公務員の定年引上げに伴う義務教育費国庫負担金の限度額算定における諸手当の考え方について通知を发出しており、この通知を踏まえ、都における定年引上げ後の義務教育等教員特別手当の取扱いを検討</p> <p>○本件に関する具体的な交渉については、教育職員特有の制度であることも考慮し、任命権者と単組との間における協議に委ねたい</p> <p>○国は「国家公務員に関する政令の公布後に、別途通知する」としていた各地方公共団体が条例等を整備するにあたり参照すべき条例等について、今月、通知を发出</p> <p>○引き続き、令和5年4月の円滑な制度導入に向けて、規定整備をはじめ必要な準備を行うとともに、情報提供・意思確認制度の運用など、具体的な対応を進める</p>